

ふるさと納税返礼品の地場産品基準に関する誤りについて

ふるさと納税返礼品の一部に関して、総務省への申請と実態が異なる状態となっている事案がありました。

概要

ふるさと納税返礼品として提供する「りんごバター」について、返礼品提供事業者 A(以下「A 事業者」という。)に対する確認を行ったところ、地場産品基準 2 号の要件を満たすと確認できないことが判明しました。

<参考>

地場産品基準 2 号…当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

詳細

当該返礼品は、A 事業者から加工を行う村外の製造業者 B(以下「B 事業者」という。)へ喬木村産のりんごを出荷し加工したうえで、完成品を A 事業者が入荷し返礼品として提供していました。

A 事業者からの当該返礼品に関する提出書類には、喬木村産に加え周辺からのりんごも原料として記載があったため、村は、そのりんごの内過半は喬木村産であるかを口頭にて確認し、確認が取れたことで地場産品基準 2 号として申請していました。

令和 7 年 5 月 22 日に当該返礼品に関する情報提供があり、A 事業者へ確認したところ、A 事業者は B 事業者に喬木村産のりんごを出荷しており、当該返礼品に対しての喬木村産りんごの量としては地場産品基準 2 号の要件を充足していることを確認しました。しかし、B 事業者は他自治体からのりんごも原料として加工しており、原材料の主要な部分が喬木村産りんごであると確認することは困難であることが判明しました。このことから、地場産品基準 2 号の要件を満たすことが確認できないと判断し、公表するものです。

この件については、村から A 事業者への説明や確認方法が不十分であったことが原因と認識しています。

今後の対応

- 寄附者に対する謝罪

当該返礼品を受け取った寄附者に対して文書にてお詫びします。

- 原材料状況・製造加工状況把握の徹底

返礼品提供事業者に対して、原材料状況・製造加工状況を確認し、地場産品基準の適用類型確認を定期的に行います。

- 適正な事務処理の徹底

ふるさと納税に関する関係法令等を確認し、適正な事務を徹底します。

(問い合わせ)

喬木村役場産業振興課商工観光係

電話：0265-33-2001 内線(240)

電子メール：kouryu@vill.takagi.lg.jp